

平成16年度第1回総合セキュリティ対策会議

(平成16年7月16日)

発言要旨

【サイバー犯罪対策の強化について】

(事務局より説明)

(質疑応答)

(情報技術犯罪対策課による全国警察に対するサイバー犯罪の捜査指導・調整の対象にはメールによる架空請求詐欺等も含まれるのか、との問に対しての事務局の回答)情報技術犯罪対策課が調整する対象としては、メールによる架空請求詐欺等をはじめ、サイバー犯罪のなかで特に競合を生じやすいものを指定している。

【警察庁情報セキュリティ政策大系 - 2004(案)について】

(事務局より説明)

(質疑応答)

個人情報保護法の制定など、昨今は、ネットワーク社会の下でも個人の人権を尊ぶ考えが浸透しつつある。警察の大系でも、具体的な施策により、個人の権利・利益を保護するという姿勢を明確にさせていただけたらと思う。

情報セキュリティに係る社会全体の構造と、その中で警察が担うべき役割は何かということができるようなものであれば良いと思う。

【本年度の運営について】

(事務局より説明)

(質疑応答)

例えば個人情報保護に係るガイドラインの作成等、より具体的テーマに沿った小委員会の開催等について検討して頂きたい。より深い議論ができるのではないかと考える。

インターネット・オークションを通じた知的財産権侵害も確かに深刻であるが、昨今流行している架空請求詐欺や今後増加が懸念されるフィッシング詐欺等も議題として盛り込んでよいのではないかと考える。

【人命保護等にかかる緊急時の対処に関するガイドラインについて】

(事務局より説明)

(質疑応答)

自殺予告をした人を特定して保護しようとしても、非協力的な掲示板管理者などもある。また、発信元が判明しても、インターネット・カフェなどからの発信では、結局書き込み者は特定できない。これはインターネットが完全に匿名で利用できることが根本的な

問題なのであり、個別事案の対策をしてもキリがないのではないか。

ガイドラインの対象事案、対象となる者を明確にすべきである。また、ネットワーク上の事案も、実際の事案と同じだけの対応をとるのが基本的だと思う。ネットワーク上ではない、現実の自殺予告事案について、現在警察がどのように対応しているのかを示していただきたい。

自殺予告等の緊急時には、ある程度臨機応変に対応するというガイドラインを通信事業者としてまとめているところであり、これをさらに具体的に表していくことも必要と考えている。この会議ではガイドラインを策定するところまで踏み込むのではなく、方針を議論すればよいのではないか。

この会議では、ガイドラインを策定するというより、もっと大枠の議論をすべきではないか。本会議では、例えば今民間で非常に関心が高い個人情報保護の問題を取り上げるなどし、議論の範囲を広くしてはどうか。

深い議論は小委員会で行うことにするにせよ、とにかくこの場でガイドラインをまとめることが望ましいと考える。

【インターネット・オークションを通じた模倣品等の売買防止等について】

(事務局より説明)

(質疑応答)

知的財産戦略本部には、知的財産権を持つ側の意見だけでなく、事業者側の意見も聞いていただきたかった。事業者としても、知的財産権の保護は重要と考えており、これまで様々な対策を講じてきたが、民間分野でできる対策はまだある。法規制の前に、民間で出来ることは民間相互に協力して行っていくことが基本と考える。

知的財産権を持つ側としても、民間分野でできる限りのことは実施していきたいが、事業者と協力して様々な対策を講じて、犯罪者はしばらくするとその対策をすり抜けてしまい、いたちごっこになってしまうという限界も感じる。

インターネット・オークションに関するトラブルでは、知的財産権侵害よりも詐欺関連が多いように思うが、こういった事案も扱ってはどうか。

(以上)